

は じ め に

群馬県では、平成 23 年度から、児童生徒のアレルギー疾患に関する状況調査を毎年行い、保健調査票や健康診断結果、学校生活管理指導表等から、アレルギー疾患を有する児童生徒を把握しております。同年度における食物アレルギーを有する児童生徒数は、小・中・高校を合わせて約 8,300 人、アナフィラキシーの既往のある人数は約 500 人でしたが、アレルギー疾患を有する児童生徒は年々増加し、令和 3 年度には、食物アレルギーを有する児童生徒数は、小・中・高校を合わせて約 12,800 人、アナフィラキシーの既往のある人数は約 1,400 人となっております。

学校におけるアレルギー疾患については、平成 20 年に文部科学省監修の下、日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき対応することとされたことを受け、県教育委員会では、県内の統一した対応方針を示すため、平成 25 年度に「学校における食物アレルギー対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）」を作成しました。その後、国において、平成 26 年にアレルギー疾患対策基本法が新たに制定され、平成 29 年に「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（基本指針）」が策定されました。これを受け、令和元年度にガイドラインが改訂されたことに伴い、県教育委員会では、今回、マニュアルの改訂を行うことといたしました。

学校における食物アレルギーを有する児童生徒への対応は、全教職員が食物アレルギーに対して正しい知識を持ち、児童生徒の情報を収集し、その児童生徒にあわせた「個別取組プラン」を作成し取り組むことに加え、緊急時の体制をしっかりと構築しておくことが基本となります。

また、食物アレルギーのある児童生徒に対し、周りの児童生徒が正しく理解し、配慮した行動が出来るように指導していくことも大切です。違いを互いに認め合い、助け合いながら、皆が同じように食事の時間を楽しみ、食を通して成長できるものと考えます。

各学校においては、食物アレルギーやアナフィラキシーのある児童生徒が安全・安心に学校生活を送れるように最新の情報を盛り込んだ本マニュアルを活用していただきたいと思っております。

結びに、本マニュアルの改訂に御協力いただきました群馬県医師会並びに編集に御尽力いただきました委員の皆様には厚く御礼申し上げます、発刊にあたってのあいさつといたします。

令和 5 年 4 月

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

目 次

1	食物アレルギーの基礎知識	
1	食物アレルギーとは	1
2	アナフィラキシーとは	8
2	食物アレルギーのある児童生徒への対応	
1	学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方	10
2	食物アレルギー個別取組プラン作成の手順	10
3	校内食物アレルギー対策委員会と各委員の役割	10
4	食物アレルギー個別取組プラン作成の実際	14
5	学校生活における注意点とその対応（児童生徒への指導）	20
6	校内研修	22
3	学校給食における対応	
1	基本方針	24
2	基本的実施基準	24
3	学校給食における主な対応方法	24
4	アレルギー対応を行うにあたって注意すること	27
4	緊急時（アナフィラキシーを含む誘発症状）の対応	
1	重症度	32
2	具体的な対応の流れ	32
3	治療薬	34
5	アレルギー疾患用学校生活管理指導表の活用 ～主治医～	
1	アレルギー疾患用学校生活管理指導表に基づく取り組み	43
2	記入上の注意	43
3	記入例	53
6	学校における食物アレルギー対応 Q&A	
○	アレルギー疾患用学校生活管理指導表について	58
○	緊急時対応・エピペン®の取扱いについて	59
○	校内食物アレルギー対策委員会について	60
○	学校での対応について	60
○	学校給食での対応について	62
7	各種様式等（参考）	
○	各種様式等	63